

東京医科大学「優秀学位論文賞」審査細則

(目的)

第1条 東京医科大学「優秀学位論文賞」は、本学の大学院研究科博士課程教育の高度化を目的として、優れた学位論文（3編）を顕彰するものとし、本細則は、「優秀学位論文賞」審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査委員)

第2条 東京医科大学「優秀学位論文賞」の審査は、東京医科大学大学院医学研究科運営委員会規程第3条に定める運営委員会の構成員全員により行うものとする。

2 前項の審査委員が審査対象論文の共著者に含まれる場合は、当該論文の審査より外れるものとする。

(審査の対象)

第3条 東京医科大学「優秀学位論文賞」の審査の対象となるものは、以下の条件を全て満たすものとする。

- 一 当該年度（4月より翌年3月）に博士学位第2次審査で可の判定を得た甲種論文
- 二 博士課程在学6年以内に博士学位第2次審査での可の判定を得た学位論文
- 三 博士論文審査委員会の委員（主査一名、副査二名）のいずれかが公開審査終了後、「優秀学位論文」として推薦した甲種論文

2 前項の規定により当該年度の審査対象となる論文数が6編を超えた場合は以下の条件により、審査の対象を選定する。

- 一 審査委員は、当該論文の研究指導教員に、改めて5点満点による評価依頼をする。
- 二 前号の評価点および博士論文審査委員会の委員の推薦数をもとに上位6編を審査の対象とする。

(審査の観点)

第4条 東京医科大学「優秀学位論文賞」の審査の観点は、以下の通りとする。

- 一 新たな学理を拓く独創性があること
 - 二 自立して研究活動を実施できる能力があること
- 2 前項の観点により審査し、論文のインパクトファクターで順位を決定することはしない。

(審査の方法)

第5条 東京医科大学「優秀学位論文賞」の審査の方法は以下の通りとする。

- 一 審査委員は、学位論文ならびに公開審査での発表（Zoom録画）をもとに審査対象となる論文を5点満点で評価する。

二 前号の審査委員全員の評価点を集計し、平均点により上位3編を選出する。

(審査結果の通知と公表)

第6条 東京医科大学「優秀学位論文賞」の審査の公表は以下の通りとする。

- 一 次年度5月の定例研究科委員会にて審査結果の審議・承認を行い、受賞者に通知を行う。
- 二 受賞者には6月の医学会総会で賞状を授与し、東京医科大学学報および大学ホームページにて公表する。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この細則は、令和4年1月19日から施行し、令和4年1月19日から適用する。
- 2 この細則の施行に伴い、東京医科大学医学会投稿論文奨励賞は廃止する。